

22/10/17 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会
名古屋市民オンブズマンによるメモ

江坂会長
小川 松村
菅沼 三輪

14:00
江坂：はじめる

市：はじめる
委員 5 名 すべて出席 有効に成立
運営規則で公開
会長挨拶

江坂：個人情報保護法改正にともなう議論
公開での協議 2 回目
忌憚のない議論を

市：会長に進行をお願い

江坂：審議を進める
傍聴者 遵守事項を守って
非公開とした場合、守らない場合ご退場の場合も
事務局から説明を

市：資料 9 ナンバー 1
手数料 個人情報保護法で実費の範囲内
コストだけでなく受益者負担の観点
ナンバー 12 情報公開条例 同様

江坂：資料 19 の説明を

市：個人情報のコストは出していない
情報公開のコスト 196 件
開示、審査
1525 時間

人件費係長以下 1796 円
1 件当たり 14009 円
コピーは別途

江坂：情報公開の方

市：そう 個人情報に特定が容易なのでここまでは掛かっていない

江坂：個別に議論したい
ナンバー1 ご質問があれば

菅沼：個人情報 主な内容 申請内容

市：住民票、印鑑証明 どれだけ出したか
介護認定 ご遺族 認定審査
消防 火事 保険の情報
多岐にわたる

江坂：年間

市：年間 20 件 だいたい変わることがない

小川：個人情報保護法が改正
条例が施行条例に変わる
統一のもの 法に基づいてやる
国の個人情報保護法 手数料のところ 改正になったのか

市：国 現行・以前も 有料
受益者負担 事務局としては有料としたい
立ち位置としてはいろいろある
これまではただ 国の法律にあわせたい

小川：改正法で統一の考え方
基づいて国のもともとあった手数料でということか

市：そう 改正法 86 条 条例で定める
判断は自治体判断

ナンバー9 額を定めないと
ナンバー1 自治体が決めて
位置づけが違う

三輪：規定の方法 変わらない
26条→86条 変わっていない
解釈 瀬戸市では以前は元に無料
考え方を変えたのか？

市：瀬戸市個人情報オンリー条例
今後は国の法律 のかった

三輪：以前も個人情報保護条例に基づいた？

市：瀬戸市が独自に条例が作った
今後は国に基づく

三輪：今までは瀬戸市が決めた
今回は法律に基づく 国にあわせる
「実費の範囲内において」
国の判断 300円
年20件 文書の特定が容易なので、これほどかかっているのではないか
額が妥当かどうか
保護の方はかかるのか

市：1時間としても1796円 その範囲内でほかの手数料と比較して

三輪：1時間以上はかかるということか

市：必ずというわけでなくかかる
300円 かかる

三輪：何を実費と考えるかは重要

市：資料ナンバー1 その他
本人確認事務等

松村：現時点で愛知県や市町村
無料、有料判断比率は

市：現行条例 県内 有料はない
改正法 示されていないところが多い
全国 兵庫県赤穂市相生市 有料でパブコメとっている
今のところは地方自治体ではない

松村：引っかかる点はない
現時点ではバラバラ 有料が少数
普通値段を上げる場合、民間でも業種間で足並みをそろえる
現時点で少数において、有料化すべきという判断ははやいのでは
たちどまって、大勢の判断を待ってもおかしくはない
過去に平成11年、15年資料
徴収することができる あった
ずっと個人の権利の保障 ここまできた
そのところを有料にするという事務コストがかかる
市民が納得するのがあっていいのでは
大勢の判断を待って 感じた

小川：2市 中日新聞で報道された豊田市は

松村：情報公開
春日井市、尾張旭市
豊田市はパブコメ中
春日井市 個人情報是有料にしない考え
日進市 個人情報は無料

松村：いつまでに決めないといけない期限は

市：来年4月に施行
12月定例会にかけたい
結論でなければ現行通り

菅原：今回の改正ではなく、大勢をみてからでもいいという意見

市：ご議論の結果

松村：それが一つの説得

市：東京 有料化の議論

今回は見送り 継続して検討答申

横浜市 見送り

全国の自治体 引き続き無料というわけではなく議論をしている
スタート地点では違う

松村：愛知県答申 手数料を定めることが適当
写しの方？

江坂：写しの交付 いかほどとられているか

市：1枚10円

瀬戸市事例はないが、閲覧するが、スマホで撮影する事例も
閲覧でも用意する 費用は変わらない
渡すかどうか

江坂：個人情報保護法

「開示請求するものは」義務として
無償とすると定めればよい？

市：無償とすると定めればよい

江坂：個人情報保護法 趣旨としては実費補填？

市：法律の意向 受益者負担

江坂：なければ それぞれの意見を

三輪：実費 コピーの代金 複写を指すと思う

人件費は書いてある

個人情報保護法 行政機関が持っている情報を本人が確認する
かってに持たれている可能性も

手数料、人件費 正直請求をしたものが負担すべき？

実費に該当しないのでは

逐条解説を読めばそうとも読めない
国にあわせる必要はない
複写にかかった代金という理解
宇賀先生とは解釈が違う
事務手数料としては従来通り無料 実費としては自己負担

松村：判断は大勢が出てきたからでも遅くないのでは

小川：開示請求コスト計算
個人情報の方 コスト負担という意味付けで有料化は無理があるのでは
通ったとしても財政上の増収は得られない
市民の知る権利を比較して、あえてとる必要は合理的根拠に乏しい

菅原：取るべきではない
介護保険、火災 当然のこと
本人の情報 なぜ手数料が必要なのか
実費以外の行為 行政の説明が必要

江坂：郵送でとれるものも？

市：はい

江坂：送り返すのは切手入れる？

市：そう

江坂：ご自分で負担する？

市：そう

江坂：ご意見いただいて、無料を継続すべき
よろしいでしょうか
会長はどうかといわれると、無料がよい
財政圧迫しているとは思えない
状況が変わったら考える

三輪：要介護認定が交付されていない方が問題

請求しないと見れないのがおかしい

江坂：請求がなくても開示すべきものがある

菅原：自分の情報がどのように使われているか 知る権利

松村：実費負担 受益者負担

市のもらうときに抵抗がない

単に情報をとるだけで実費負担

財政が困窮している 補填しないとイケない

現時点で実費負担、受益者負担はものすごく引かかる

江坂：当審査会としては手数料無料を継続すべき

市：答申案を作成する またみて

江坂：情報公開について それぞれ意見を

菅原：公平性の部分

揺れているところ 今の状況で開示請求

300円 開示 まずいと思う

市民の知る権利 市政の状況 知る権利がある

開示請求を待たず積極的に情報提供をすべき

公平性 手数料を取るのかどうか

結論に至っていない

江坂：質問をまず

菅原：これはたくさんケースがある

小川：これを有料化した場合

調査して不開示とした場合 とるのか

市：そういうことになる

国 個人情報 有料の場合

文書がない場合も取る

請求して特定して「ないよ」 それでも請求したい人はして

三輪：不存在 事前の教授して取らない
事前確認で不存在の場合、出てきたらどうするか

市：いったん受付して、あるという場合に払ってもらう

菅原：体制を整えてから

江坂：1件のとらえ方
「なにになにに関するすべて」
情報は開示すべき
見ていると、開示する労力はかかっている
「あたりまえ」？
どうしてもひっかかる
個人情報とは特定できる わかりやすい

市：開示システム 今年度中全庁中
春日井市 実施機関ごと
1件の考え方が違う
市長部局、教育委員会
1請求 市長部局で1件
教育委員会で1件

江坂：実施機関が同じでも全然違う請求も

松村：トラブルになりやすい

三輪：解釈が違う
あの人がこう、この人がこう 公平性に欠く
個人情報保護と違う
開示請求手数料
法の書きぶりが違う
導入しようというのがわからないでもない
瀬戸市の現行の状況

菅原：時期尚早？

三輪：不存在で取るのは懐疑的
情報公開の体制を整えて
きちんと文書をそろえて、
何があっても公開できる
情報公開する段階でこれをするのならわかるが
今の状況では時期尚早かな

菅沼：請求を待たずして開示する姿勢が必要

三輪：全くそのとおり

松村：意見を言いたい
行政の公文書の手数料 便乗値上げではないか
「差異を生じさせない」
個人は個人に資する 受益者負担はわからなくない
情報公開 公 大義がある
これこそあげちゃいかん 有料にしてはいけない
納得しない

三輪：おっしゃるとおり
施行令において、請求において探索事務で取れる
法令上はとっていい

松村：法令上では、平成11年、15年でも文言があった
今ここでそうするタイミングは腹に落ちない
財政が困窮している環境の変化があるならともかく

江坂：小川さんは

小川：意見 今回これで手数料とるということはおかしい
便乗値上げ 個人情報保護法の条例を変える
情報公開条例も変えるのは根拠に乏しい
知る権利 「受益者負担」を強いるのはどうか
手数料徴収はやめて

江坂：答申に便乗値上げとはかけないが
個人情報保護法が理由にはならない

開示請求 300円取っても実費補填と言われてもピンとこない
不存在 手数料返却でもめそう
菅沼、三輪委員 進んで開示すべき
開示請求を受けた実施機関側が理解して
それを踏まえた処分を
開示請求があるという前提での職務を
それを踏まえてからなら
全員が有償化ではなく、現在の無償化を継続するという意見で
当会の意見としてほしい
審議事項は以上
答申書を作成して
傍聴されている人はご退室を
お疲れ様
14:53